



緑丸

百合若

はなちゃん

PUBLIC INFORMATION 聖籠町



旅立ちの日 3年間の思い出胸に

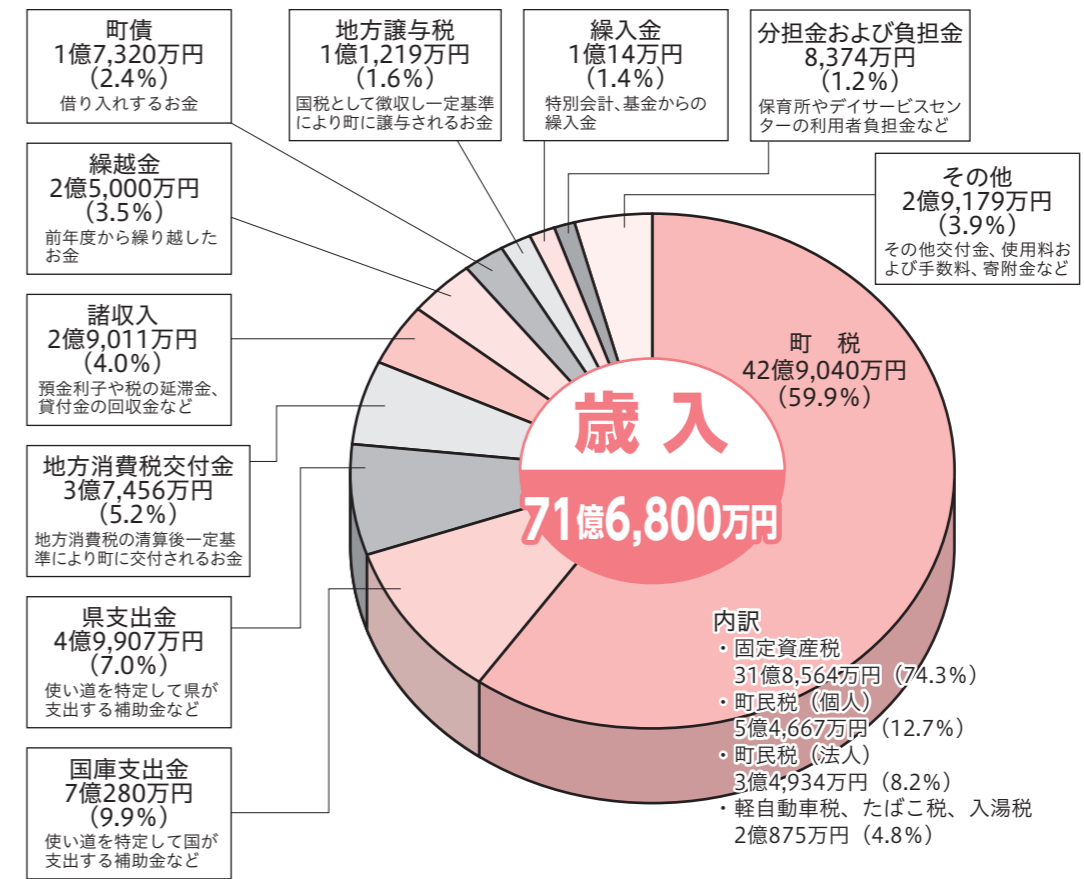
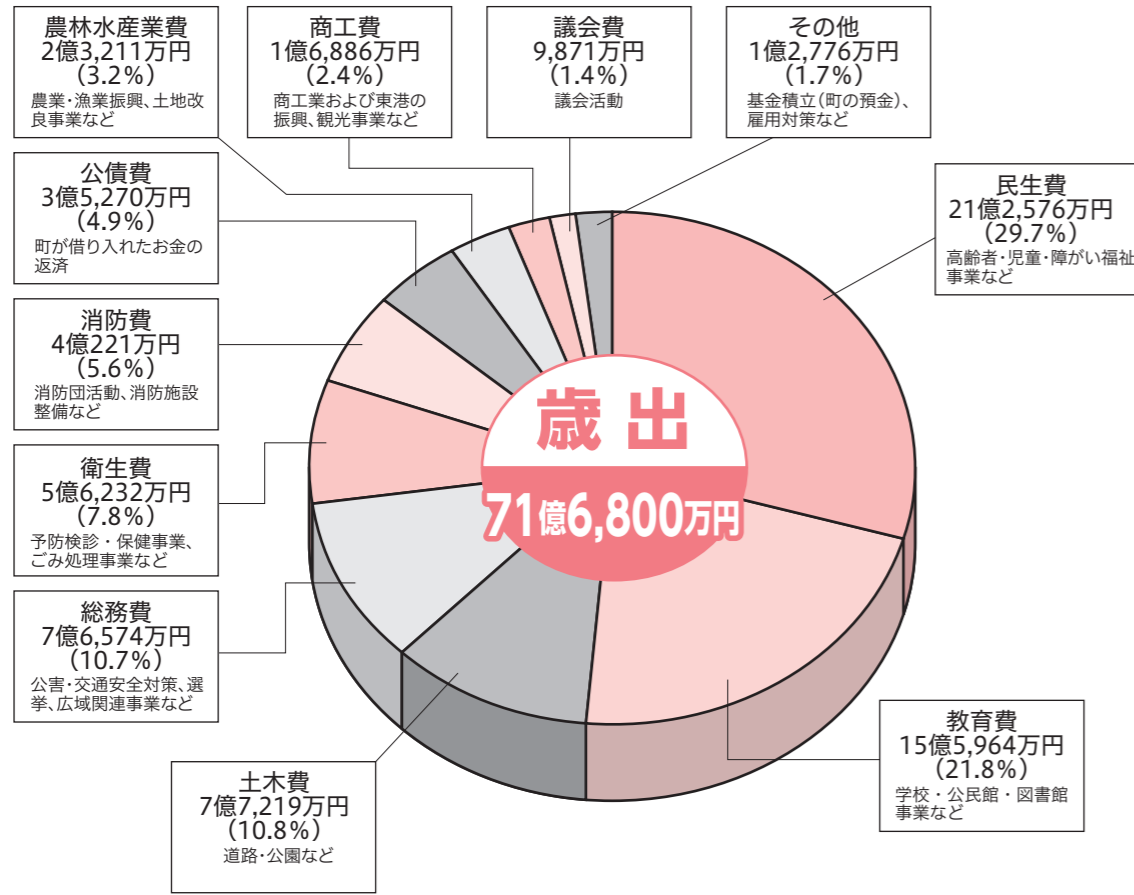
3月3日(火)、聖籠中学校で卒業式が行われました。新型コロナウイルス感染症対策により、規模を縮小して行われました。それでも、最後に担任の先生が生徒一人ひとりに声をかけながら卒業証書を手渡していく様子には感動を覚えました。卒業生の皆さんが力強く自分の道を切り開き、ますます輝いていくことを心からお祈りします。(裏表紙もご覧ください)

広報せいらう
2020

4 April No.525

令和2年度 一般会計予算は 71億

6,800万円 住みよいまちづくりに 向けスタートします



令和2年度の予算が3月定例議会で審議され、一般会計予算は71億6,800万円、また特別会計予算は6会計合計43億5,322万円が議決されました。
住みよいまちづくりのために、皆さんの税金がどのように使われるのか、その概要をご紹介します。お気づきの点、お問い合わせは、役場総合政策課(財政係)までご連絡ください。

令和2年度 基金および町債の状況

基金の状況

(単位: 万円)

名 称	令和元年度末	令和2年度増減見込額		令和2年度末
	残高見込額	積立見込額	取崩見込額	残高見込額
財政調整基金	47,502	5		47,507
減債基金	8,467	1		8,468
災害救助基金	12,691	1		12,692
土地開発基金	6,408	1		6,409
道路整備基金	1,197	100		1,297
教育振興基金	320			320
公共用施設整備基金	3,124	101		3,225
公共用施設維持基金	7,845		2,500	5,345
地域福祉基金	3,670			3,670
聖籠観音の湯ざぶ〜ん館維持基金	1,253	1,468	1,500	1,221
町営住宅及び共同施設維持基金	21,861	2,997	450	24,408
ふるさと応援基金	9,488	6,000	4,424	11,064
国営加治川用水地区土地改良事業基金	4,424	1,581		6,005
国民健康保険高額医療費貸付基金	200			200
一般旅券発給等事務証紙等購買基金	50			50
合 計	128,500	12,255	8,874	131,881

町債の状況

(単位: 万円)

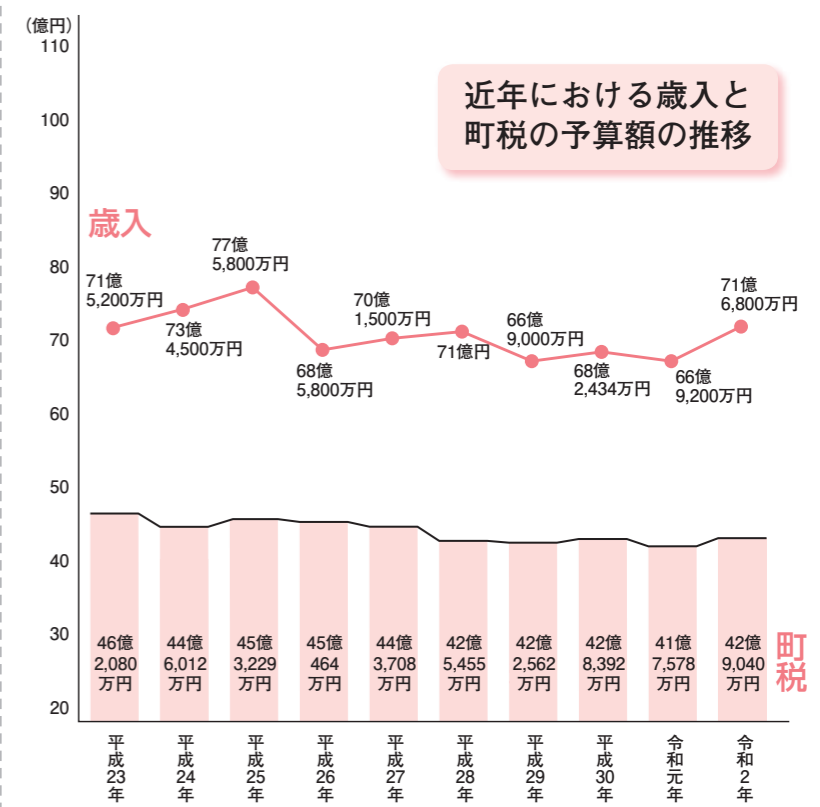
名 称	令和元年度末	令和2年度増減見込額		2年度末
	残高見込額	起債見込額	元金償還見込額	残高見込額
一 般 会 計	263,004	17,320	33,486	246,838

● **基金**
町の貯金にあたる基金については、総額で令和元年度末から3,381万円の増額となる13億1,881万円を見込んでいます。

● **町債**
町の借金にあたる町債については、新たに1億7,320万円を借り入れる予定ですが、3億3,486万円の返済を行うため、残高は、令和元年度末から1億6,166万円減額となる24億6,838万円となる見込です。

会計名	予算額
国民健康保険	12億5,615万円
施設勘定	1億167万円
介護保険	13億3,088万円
後期高齢者医療	9,809万円
県営開拓パイロット事業	990万円
下水道事業	7億738万円
資本的支出	4億6,786万円
水道事業	2億9,380万円
資本的支出	3,959万円

令和2年度特別会計予算は計43億5,322万円



「未来へ」 良かったと思えるまちづくり

「子どもへ」「福祉へ」 3つの投資で住んで

「町民のいのちとところ、そして財産を守る」を基本理念に、「町民の安心・安全を最優先に取り組む」。そして、「教育・福祉などの分野も知恵を出し、効率的に充実を図る」という決断をし、令和2年度予算を計上しました。財政健全化に向けた行政改革を継続することで財源を確保し、3つの投資、その中でも優先すべき施策を見極めながら住んで良かったと思えるまちづくりを目指します。令和2年度予算で、町民の皆さんに密接に関わる事業を紹介します。

(基本理念) 町民のいのちとところ、そして財産を守る

未来を見据えた「3つの投資」の実現で持続可能なまちづくり

子ども・新しい教育への投資

- ・子育て支援の充実
- ・教育内容の充実

福祉への投資

- ・認知症、重度介護者への対応
- ・生活支援への対応

未来へつながる投資

- ・町民生活に必要な公共施設の更新
- ・農地の基盤整備、東港振興など

町民一人ひとりの幸福度を高め、
「生まれてよかった、住んでよかった」と思える町へ

子ども・新しい教育への投資

子どもの「考える力」の向上へ

277.8万円

子ども教育課に、主に生徒指導を担う指導主事を1名増員し、先生方への相談・アドバイスを体制を強化します。

中学校の補助教諭は1名増の3名体制に、小学校では、理科授業の準備などのサポートで補助教諭を1名配置し、また、幼稚園を含めた英語補助教諭については子どもたちのふれあいの時間を拡充します。

事務的業務を軽減し、先生方が子どもと向き合う時間を確保できるようスクール・サポート・スタッフを各学校に1名ずつ配置します。

介助員の適正な配置

421.0万円

特別支援教育の充実を図るため、引き続き介助員の適正配置に努めます。

外国語教育の充実

207万円

・英語を通じたふれあい

子どもたちが英語にふれる機会をつくり、多くの外国人と英語を通じたレクリエーションを体験してもらえようイングリッシュ・キャンプを実施します。また、社会教育でも敬和学園大学との連携により英語にふれる機会をつくっていきます。

創造性を育む教育

180.3万円

ICT環境を整備

令和5年度までに、児童生徒1人に1台の端末を整備します。令和2年度は小学校5・6年生266名分を購入します。

こども園の

早期預かり時間の拡大

子育てにおける多様化する保護者ニーズに応え、利便性を高めるため、町こども園の早期保育開始を民間保育園と統一し、午前7時に繰り上げます。

【早期保育開始時間】
午前7時半→午前7時

放課後児童クラブ

369.9万円

共働き家庭の就労を支援するため、引き続き放課後児童保育の充実に努めます。



未来へつながる投資

小学校体育館つり天井

1億419万円

撤去等改修工事

蓮野・山倉・亀代小学校の体育館つり天井の撤去および改修工事です。地震防災のため、これまで課題となっていた撤去工事を最優先で実施します。

防災行政無線デジタル化

121.0万円

更新設計費用

現在稼働している防災行政無線の本体、屋外局、戸別受信機は、アナログ機器であり、部品も含めた製造が中止されています。災害時の情報伝達手段として必要不可欠な防災無線の整備を令和3年度から計画的に実施するための調査設計費用です。

防犯カメラを

通学路に設置

261万円

小・中学校通学路の安全確保のため、必要箇所に防犯カメラを順次設置します。

デジタル移動系

防災行政無線設備工事

870.3万円

アナログ方式からデジタル化に対応した無線の設置工事です。現在稼働しているアナログ方式は令和3年度をもって対応ができなくなるため、消防団などが使用している移動系無線のデジタル化を実施します。

町民会館舞台つり物

機構改修工事

337.7万円

役場庁舎1階発電機入替工事、役場庁舎エレベーター更新改修工事を実施します。

福祉への投資

難聴者補聴器

購入費用へ助成

100万円

18歳以上の聴力が低下している方で、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴者に、非課税世帯は3万円、課税世帯は2万円を限度に補聴器購入費の2分の1を助成します。

自動車免許返納者などの

タクシー券支給枚数

680万円

80歳以上の運転免許証を持たない方へのタクシー利用券(1枚700円)の支給を、年間24枚から36枚に拡充します。

障がい者などへの

タクシー券等支給枚数

59.9万円

障がいのある方が利用する福祉タクシー利用券(1枚700円)を24枚から36枚に、燃料券を12枚から18枚に拡充します。

後期高齢者の

歯科健診を実施

24万円

町内の歯科医院と連携し、76歳、80歳の方を対象に歯科健診を行います。

高齢者などの

ごみ出しを支援

100万円

ごみ出しが困難な高齢者などを対象に、ごみ出し支援を行います。



「子どもへ」「福祉へ」「未来へ」 3つの投資で住んで良かったと思えるまちづくり

手数料、使用料の見直し

公共施設の適切な維持管理費用などの財源を確保するため、施設の利用料金や減免などのあり方などについて見直しを行い、10月からの新料金移行を予定しています。

ほ場整備園芸試験の推進

90万円
地域営農ビジョンに基づく園芸導入拡大計画の実施に向けた、高収益作物の試験栽培経費の一部を支援します。

旧臨海西公園売却に向けた土地の鑑定料

65万円
令和元年度に廃止した臨海西公園について、町の財源確保を図るため、売却に向けた土地の鑑定を行います。

消雪パイプ設置に関する工事

3750万円
冬季の安全な交通確保のため、山大夫二本松線（山大夫）の工事を実施します。

次第浜山辺川線支線の排水路整備工事

2794万円
国道113号線の雨水対策を進めます。

蓮瀉金清水線の道路改良工事

5808万円
令和元年度に引き続き、計画的に工事を行います。

二本松蓮野線の道路改良・舗装工事

4195万円
3月議会で補正を行い、令和2年度に繰り越して工事を行います。

歩道の整備

3272万円
蓮野（八幡）から別條、聖籠中学校から苔沼、三賀（本三賀）から中の橋の歩道について実施します。

町循環バスの見直し

路線バスと統合し、新発田駅周辺まで2000円で運行します。また、往復運行の便数を増やし、これまでよりも目的地までの行き帰りが便利になります。

こうした見直しにより、令和3年度から約1000万円の経費を削減できる見込みです。10月から新方式での運行を予定しています。

検討・見直しを

進めている事業

小学校スクールバス

について

遠距離徒歩などの通学をする児童の負担軽減などを考慮し、スクールバスの運行などを含めた通学のあり方について、検討を行っています。

中学生の冬期バスについて

小学校のスクールバスの検討を踏まえ、中学生の冬期バスについて運行内容を検討します。

地域福祉（地域の支え合い）について

隣近所や地域での支え合いを進め、ともに心豊かに暮らせる地域づくりに向け、社会福祉協議会と施策のあり方について協議を進めます。

町単独補助金の検証

町単独の補助金について、評価委員会による検証を行います。

保育システムの見直し

核家族化や女性の社会進出などにより保育ニーズが高まる一方で、幼稚園での教育ニーズも高まっています。現状でのシステムを見直し、保護者に合った対応を検討します。



町予算案に関する 町民説明会を開催



2月22日（土）、3小学校を会場として、町民説明会を開催しました。

当日は、合計約70人の町民の方にお越しいただき、令和2年度予算案、新たな公共交通のあり方などについて町から説明するとともに、町民の皆さんからもご質問やご意見をいただくことができました。当日の配布資料などは、町ホームページに掲載しています。

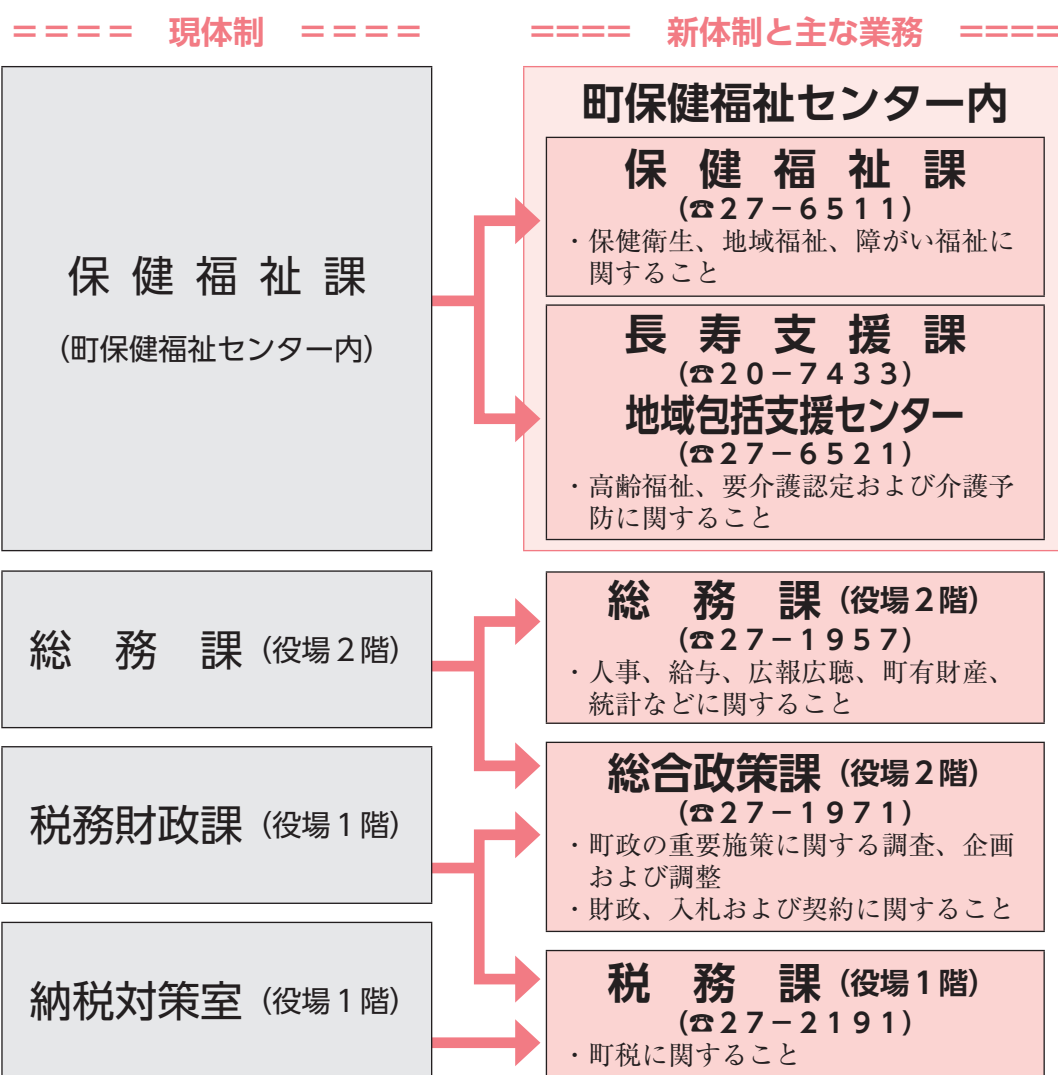
4月1日から

役場の組織が変わります

行財政改革の一環として、これからの行政課題に機能的に対応できるよう、4月1日付けで組織機構の見直しを行います。



◆現体制と新体制の主な業務



※ 本紙面上では、問い合わせ先を新課名で表記しています。

お問い合わせ 役場総務課 総務管理係 (内線227)

政策評価を 実施しました

町ではこれまで、コストを意識した効率的・効果的な行政運営、総合計画の進管理、町民参加のまちづくりの推進を目的として、事務事業評価を実施してきました。

しかしながら、この事務事業評価は「事業を効率的に執行する」という視点が強くと、既存の事業手法・形態ありきの運用の評価にとどまってしまうという課題が見えてきました。

そこで今年度は評価方法を見直し、昨年度「聖籠町行政改革大綱」で確立した「5つの視点」を評価軸に据え、事業の目的・あり方（政策）も含めて評価する「政策評価」を実施しました。

政策評価って、なに？

評価の対象は？

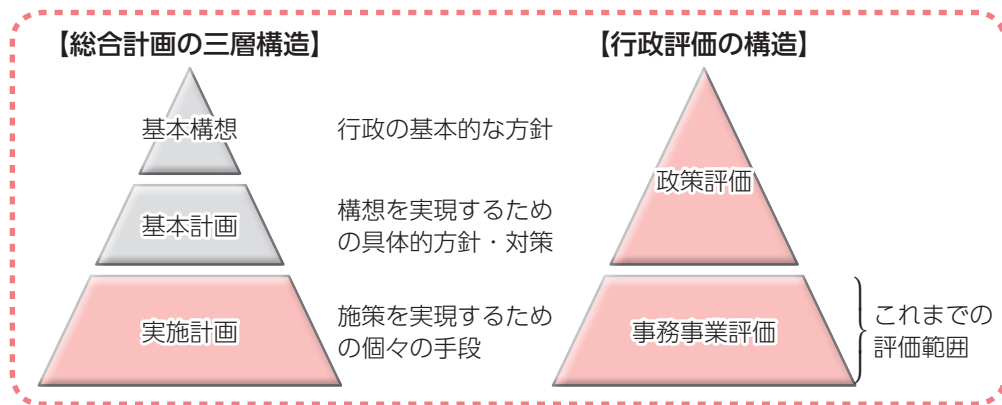
評価の体制は？

↓ 町の事務事業をより良いものとなるよう見直すことです。見直しの結果は、次年度以降の事務事業に反映させます。

↓ 個別の事務事業の実施状況を評価します。

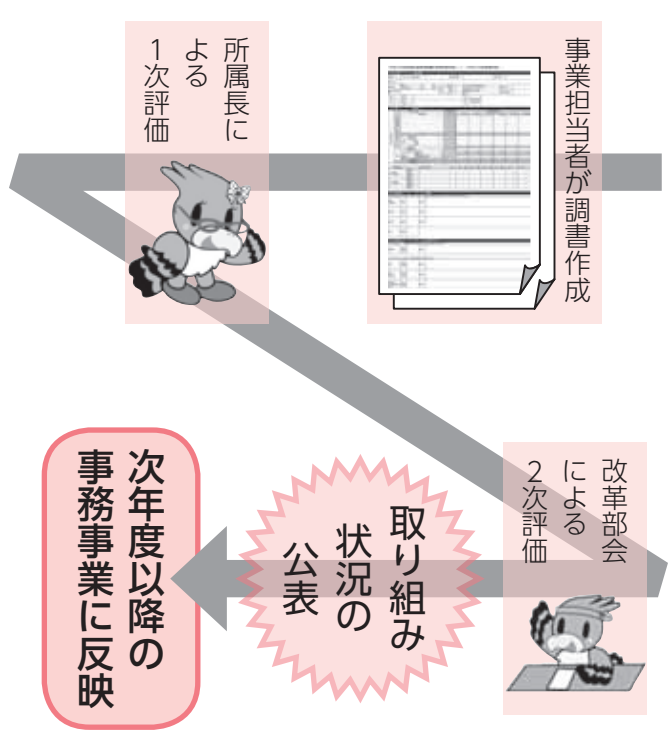
「事務事業」とは、町が目指す方針を実現するために行う個別の事業です。今年度は新たな評価軸を設定し、事業の目的やあり方も含めて評価する「政策評価」を実施しました。時代変化に対応した事業か、事業目的を達成するために適切な事業内容といえるかなど、様々な角度から評価を行い、事業に反映させることを目的としています。

町では、各所属が個別の事業を実施した翌年に内部評価を行っています。事務事業は、町民の皆さんと直接的な関係の深い、健康診断や町の施設運営、各種補助事業などのほか、主に町の内部に関係する電算委託事業や職員研修事業など、さまざまなものがあります。評価対象となる事務事業はいずれも、町総合計画の基本構想、基本計画を実現するための「実施計画」に位置付けている事業です。



↓ 事業内容をよく把握している担当者が評価調書を作成し、所属長による1次評価を経て、副町長を筆頭とする改革部会が2次評価をし、町長へ報告しました。

さらに、町民への影響が大きいと考えられる事業については、町内外の有識者で構成される有識者会議に諮り、町の示した方向性に対し意見をいただきました。





評価の結果は？

↓ 平成30年度の147事業について、評価を実施しました。

あらかじめ設定した「①活動指標」および「②成果指標」についてそれぞれ達成状況を確認し、さらに今年度新たに評価軸として据えた5つの視点「費用対効果」「妥当性」「受益者負担」「政策的優先度」「社会情勢適合性」にもとづき評価しました。

そして、その評価結果を踏まえ、次年度以降の事業の方向性を8つの分類で表したのが、「3.今後の方向性」の項目です。

なお、個別の事業の評価結果は、町ホームページでご覧いただけるほか、役場一階供覧場所と図書館にも備え付けています。

1. 評価の実施状況

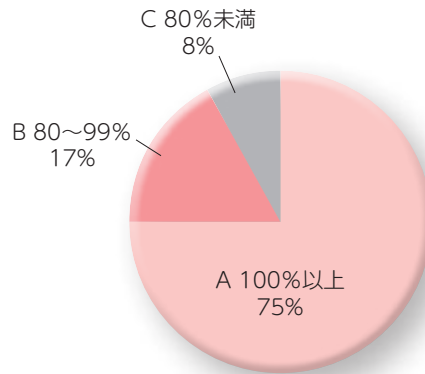
所属	事業数
議会事務局	2
総務課	10
税務財政課	4
町民課	2
保健福祉課	26
生活環境課	17
産業観光課	22
ふるさと整備課	20
子ども教育課	24
社会教育課	15
図書館	1
東港振興室	4
計	147

2. 評価結果

※複数の指標を設定している事業があるため、合計は一致しません。

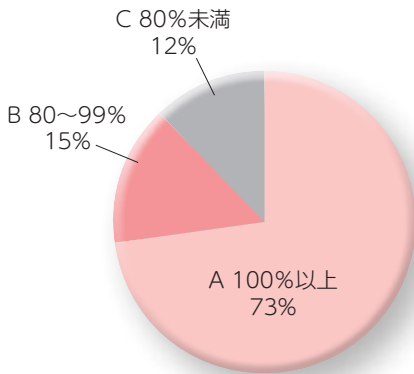
① 活動指標計画達成状況

A 100%以上	143
B 80～99%	33
C 80%未満	16
計	192



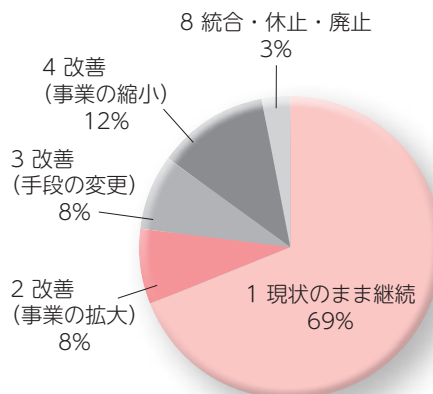
② 成果指標計画達成状況

A 100%以上	142
B 80～99%	30
C 80%未満	24
計	196



3. 今後の方向性

改善や統合・休止・廃止を選択した事業は3割程度あり、今後もさらなる改善に取り組みます。



1 現状のまま継続	101
2 改善(事業の拡大)	12
3 改善(手段の変更)	12
4 改善(事業の縮小)	18
5 改善(民間活用)	0
6 国・県・広域活用	0
7 民間委託	0
8 統合・休止・廃止	4
合計	147

お問い合わせ
役場総合政策課

守ろう！ 子どもの笑顔

～ これって「しつけ？」「体罰？」～

令和2年4月から、児童福祉法などの改正により、体罰を用いたしつけが禁止されます。この機会に、「しつけ」と「体罰」の違いや、児童虐待の防止について、あらためて考えてみましょう。

「しつけ」と「体罰」の違いって？

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。

例えば子どものためを思っている、体罰や暴言などを伴う度を越した叱り方は、しつけとはいえません。

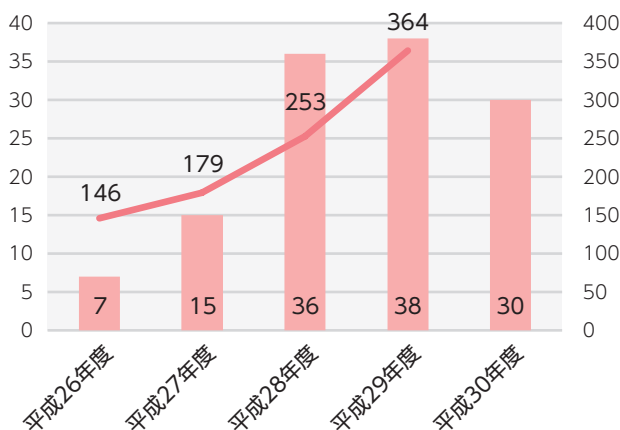
こんなことしていませんか？

- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった など

これらはすべて
体罰です！

聖籠町の現状は？

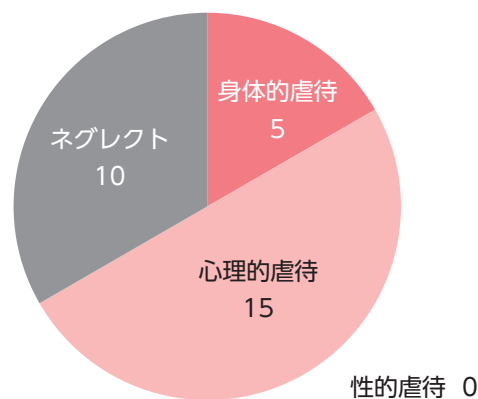
児童虐待相談件数の推移（単位：件）



折れ線グラフ：新発田児童相談所管内数値

棒グラフ・円グラフ：聖籠町数値 出典：福祉行政報告例

平成30年度 町児童虐待相談
種類別内訳（単位：件）



聖籠町でも、国や県と同様、虐待相談は増加傾向にあります。

内訳は、心理的虐待が15件と最も多く、次いでネグレクト（保護の怠慢・拒否）、身体的虐待となっています。



虐待には4つの分類があります

■ ネグレクト（保護の怠慢・拒否）

- ・病気になっても病院に連れて行かない
- ・乳幼児を家に残して外出する
- ・ひどく不潔にする
- ・食事を与えない
- ・車の中に放置する
など



■ 心理的虐待

- ・無視する
- ・言葉で脅す
- ・きょうだい間で差別する
- ・面前DV、家族の悪口を吹き込む など

面前DVとは：子どもの前で、配偶者やパートナーに暴力を振るう、暴言を吐くなどの行為です。児童虐待防止法では、面前DVが子どもの将来におよぼす悪影響は計り知れないとして、「**心理的虐待**」であると定義しています！

■ 身体的虐待

- ・殴る、蹴る、叩く、投げ落とす
- ・激しく揺さぶる
- ・やけどを負わせる
- ・溺れさせる
- ・戸外に長時間締め出す
など



■ 性的虐待

- ・性交渉、性的行為を強要する
- ・子どもに性器や性行為を見せる
- ・子どもの性器を触る
- ・子どもに性器を触らせる
- ・ポルノグラフィーの被写体にする など

がんばりすぎないで！

❖ 完べきを求めないようにしましょう

「〇〇しなくちゃ」とがんばることは立派ですが、たまには手を抜くことも大切です。

「ま、いっか」と、がんばっている自分にOKを出しましょう。



❖ 自分の時間を持ちましょう

「疲れたな」「つらいな」などと感じたら、家族に子どもを預けたり、一時保育などを利用してリフレッシュしましょう。

❖ 困ったときは助けてもらいましょう

保育園やこども園、小中学校のママ（パパ）友達や先生たちも、困りごとや悩みごとを相談できる心強い存在です。

身近に相談相手がない、身近な人には相談しにくい場合は、下記相談先をご利用ください。

❖ パートナーのひとことが、子育ての力になります

家事や育児は、夫婦や家族が協力して行うものです。

「がんばったね」「いつもありがとう」というひとことが、子育て中の親の気持ちをグッと楽にします。

子育てに悩んだら相談を！

- 聖籠町子ども家庭相談センター ☎27-7082
- 聖籠町保健福祉課 ☎27-6511
- 新潟県新発田児童相談所 ☎26-9131
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189



病児・病後児保育事業をぜひ活用ください

令和2年度より手続き方法が簡単になります

病氣中（病児）または病氣回復期（病後児）にある児童を就労などにより、家庭で保育ができない方を対象に、聖籠あおい保育園（新潟聖籠病院内）において一時的な保育事業を実施しています。

【対象児童】

次の①～③のすべての条件を満たす児童

①町に住所を有する小学校6年生までの児童

②病氣中・病氣回復期のため、集団保育が困難な児童

③保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な児童

※ 病後児保育については、回復期にあり感染力は無いが、体力がないなど、まだ集団保育ができないと医師が判断した場合に限ります。

病児保育においても、症状によっては受け入れができません場合があります。

【利用可能日時】

・月～金曜日の午前8時30分～午後5時30分（土・日・祝日および年末年始は休業）

・利用可能日数は、原則として1病氣につき連続7日（土・日・祝日を除く）まで

【対象疾患】

○児童が日常かかりやすい病氣（かぜ、消化不良）

○感染症の病氣（麻疹、風しん、水ぼうそう、インフルエンザなど）

○慢性の病氣（ぜんそくなど）

○その他（やけど、骨折などの外傷性疾患）

【受入可能児童数】

1日あたり3人まで

ただし、感染症などの蔓延時においては大変混み合うことが想定されることから、利用できない場合があります。

【利用料】

1利用毎に2000円

次の減免措置がありますので、希望される場合は子ども教育課で申請をお願いします。

・生活保護世帯は無料

・町民税非課税世帯は1000円

【利用時に必要なもの】

・利用申請書・診療情報提供書（医療機関による記載があるもの）

子どもの朝の様子（記入票）

・処方されている薬およびお薬手帳

・昼食、おやつ、飲み物（水以外の場合）、薬服用のための水も持参）、箸、フォーク、スプーン、エプロン、おしぼり、歯磨きセットなど

・おもちゃ（安静に遊べるもの、お子さんが日常愛用していて安心するおもちゃ）、DVD など

・着替えとタオル、ビニール袋・オムツ（販売しています。詳細は保育園にお問い合わせください）

【その他注意事項】

減免決定通知書（減免を希望される方）

※ 必要書類は、聖籠あおい保育園および子ども教育課に用意しています。

また、町ホームページからダウンロードできます。

【その他注意事項】

児童の健康状態が急変した場合、保護者の方に緊急連絡をさせていただきます。

また、児童の健康状態が急変したことににより医療機関（病院など）へ受診した場合の費用は、利用者の実費負担となります。

なお、利用をキャンセルする場合は必ずご連絡をお願いします。

【利用手続きの流れ】

※ 令和2年度より事前登録および登録書の発行は省略となります。

①児童の具合が悪い↓医療機関より、診療情報提供書に診療情報の記載をもらってください。

②利用申請↓聖籠あおい保育園へ利用申請書・診療情報提供書の内容を電話などで伝えてください。（児童の氏名・生年月日・病名・症状・安静度・利用期間・保護者の連絡先など）

③申請完了↓聖籠あおい保育園より、保護者へ利用可能期間などを連絡します。

④利用承諾書の交付↓聖籠あおい保育園より保護者へお渡しするかまたは、郵送します。

⑤保育園の利用↓利用児童とともに、利用時に必要なものを持参し保育士に預けてください。

⑥利用料金のお支払い↓利用日ごとに、新潟聖籠病院会計窓口にご利用金を納入してください。

お申し込み

聖籠あおい保育園（新潟聖籠病院内）

☎ 025-256-1010

FAX 025-256-1515

お問い合わせ

子ども教育課 子ども・子育て支援係
（内線307）

“光電話” こんな勧誘を受けていませんか

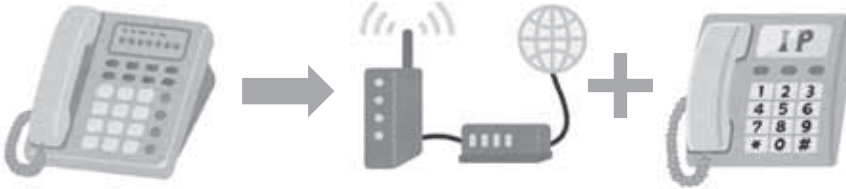
「光電話にすると、今より安くなります。」

アナログ回線のみを契約していた人が光電話に変更する場合、

アナログ回線のみ

光回線

光電話



光電話は光回線とセット契約なので、基本料金は高くなります。

「パソコンを持っていなくても、光回線があると便利ですよ。」

- ・ ネット配信の番組や映画を観る
 - ・ スマートスピーカーで音楽や会話を楽しむ
 - ・ カメラやセンサーによる見守りサービス
- などの例がありますが、利用するためには
専用機器の購入や設定、利用料の支払いが必要です。



「アナログ回線の電話はもうすぐ使えなくなります。」

ウソです。



説明不足や虚偽説明と思われる勧誘が多発しています。

「契約を見直したい」「解約の方法がわからない」

そんなときは、消費生活センターにご相談ください。

契約内容が適切なのか、解約するためには何が必要なのか、一緒に確認しましょう。手続きもサポートします。

役場町民課
消費生活センター
☎27-1958(直通)
※来所の際は事前にお電話頂けると確実です



2月相談受付状況

件数	主な相談内容
7件	架空請求メール・光回線・家庭教師の勧誘



エスカレーターの事故に気をつけて

幼児が手すりベルトの引き込み口に手を引き込まれた、長靴を巻き込まれて転倒した、手すりにしがみついて転落した、などの事故が起きています。

全園児に防犯・交通安全を劇で呼びかけ

各こども園において、46名の園児に防犯と交通安全を劇で呼びかけました。防犯劇では『イカのおすし』をテーマに、知らない人に声をかけられたら大きな声で「助けて〜」と叫びながら逃げて近くの大人に助けを求めるといふ、不審者への対処法を呼びかけました。

交通安全劇では、「チャイルドシートはちゃんとしてね。」「車を降りてすぐに飛び出さないでね。」と、町のヒーロー「交通レンジャー」が呼びかけました。子ども達は登場した交通レンジャーに大きな声援を送っていました。

最後に、一年間交通ルールをしっかり守ったごほうびとして、交通レンジャーからメダル（おうちの方々の手作り）がプレゼントされ、園児たちは交通レンジャーに「これからも交通ルールを守ること」を約束してくれました。



2月12日（水） 亀代こども園
2月19日（水） 蓮湯こども園
2月20日（木） 蓮野こども園

○イカのおすし

- イカ** 知らない人について**イカ**ない
- の** 知らない人の車に**の**らない
- お** おおごえで さげぶ
- す** **す**ぐに にげる
- し** 大人の人に **し**らせる



今日も一日交通安全

交通安全に関することは
 役場生活環境課
 ☎27-2111（内線284）



絶対、道路に飛び出さないでね！

令和2年度聖籠町交通安全対策基本方針を決定

2月27日（木）、聖籠町交通安全対策会議を開催し、交通事故のない安全で安心なまちづくりを目指すため、令和2年度聖籠町交通安全対策基本方針を決定しました。

この基本方針に基づき、関係機関および関係団体と連携を取りながら交通事故防止に努めていきます。



○交通安全対策の重点

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 自転車の交通ルール遵守とマナーの向上および歩行者の安全確保
- 3 シートベルトおよびチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶

※外国人の方々に対する交通安全の啓発には関係機関・団体、就労している会社などと協力して取り組んでいきます。



町交通安全対策会議の様子

シルバー人材センター会員へ呼びかけ

2月21日（金）、聖海荘において（公社）新発田地域シルバー人材センター会員40名に対し、新潟県警と町交通安全指導員が劇を通して、「補償運転の天・地・人」天気の良い時に運転・土地勘のある道を運転・人に運転を見てもらうなど、危険を未然に防ぐための安全運転について呼びかけました。



春の全国交通安全運動

実施期間 4月6日（月）～4月15日（水）
 横断歩行者を守りましょう！

町の交通事故発生状況

年	区分	1月 (うち高齢者数)		
		発生件数	死者数	傷者
令和2年		6 (3)	0	8 (0)
平成31年		2 (1)	1 (1)	1 (0)
増減		4 (2)	-1 (-1)	7 (0)



町の動向

このコーナーでは、役場各課の主な業務、各種委員会の活動などを町民の皆さんにお知らせします。

掲載内容についての、ご意見・ご質問などがありましたら、担当課または総務課広報担当まで電話か町政ポストのハガキでお寄せください。

町民課

〇2月19日(水)

■市川ヒロ子さんに

国民健康保険永年勤続者

表彰



聖籠町国民健康保険運営協議会(以下、同協議会)会長代理の市川ヒロ子さん(本諏訪山)が、新潟県国民健康保険団体連合会から国民健康保険永年勤続者表彰を受けました。

市川会長代理は、平成21年に

同協議会の委員となり、令和元年度からは会長代理として在職されています。同協議会委員として10年以上在職し、これまでの町の国民健康保険の適正な運営に尽力された功労が認められ、今回の表彰となりました。今後のさらなるご活躍をお祈りします。

〇2月28日(金)

■第4回聖籠町国民健康保険

運営協議会開催

聖籠町国民健康保険運営協議会は、国民健康保険に関する予算や運営について、有識者や町民の意見を十分に反映しながら適切に行われることを目的に調

査や審議を実施しています。

令和元年度第4回目となる協議会では、次の事項について審議を行いました。

- ・令和元年度聖籠町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(案)について

- ・令和2年度聖籠町国民健康保険特別会計予算(案)概要について

- ・令和2年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果について

- ・国民健康保険に係る令和2年度税制改正について

税務財政課

〇2月13日(木)

■善意のご寄附

ありがとうございました



▲元気に歌う園児たち

次第浜の小名勉様より電子ピ

アノ1台の寄附をいただきました。電子ピアノは蓮野こども園にて有効に使わせていただきました。ありがとうございました。

農業委員会

〇2月25日(火)

■農業委員会第24期

第12回総会開催

- ・農地法第3条の規定による許可申請について・・・7件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について・・・2件
- ・農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について・・・4件
- ・農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について・・・29件
- ・農用地利用集積計画による(利用権設定・農地中間管理権)申出審査について・・・2件

以上5項目が審議され、議決承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局で閲覧できます。

選挙管理委員会

〇3月2日(月)

■市川勝榮さんに

選挙功労者表彰



町選挙管理委員会では、投票管理者や立会人として長年にわたり従事され、選挙の適正な執行に尽力された方についてその功績をたたえ表彰しています。

市川勝榮さん(本諏訪山)は、投票管理者として20回以上かつ通算12年以上勤められ、今回の表彰となりました。今後のさらなるご活躍をお祈りします。

4月の休日役場窓口

〇4月11日(土)

午前9時～正午まで

受け付けできる業務について、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

②役場町民課(内線111)

役場税務課(内線145)

何でもご相談ください！ 秘密は固く守られます。

特設人権相談所を開設します

町では、令和2年度の特設人権相談所を下記の日程で開設します。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

また、各予定日が近づいてからも、随時お知らせします。

開設予定日 時間	場所	担当者
6月11日(木) 午後1時～3時まで	役場2階 小会議室	聖籠町内に在住の 人権擁護委員
7月9日(木) 午後1時～3時まで	役場1階 会議室	
10月15日(木) 午後1時～3時まで	役場1階 会議室	
12月10日(木) 午後1時～3時まで	役場2階 小会議室	

【相談内容】

相続・離婚・離縁・親子間の問題・近隣問題・いじめ・いやがらせ・名誉侵害などの心配ごとや、困りごと

☑役場町民課 町民サービス係 (内線111)

新潟地方法務局 新発田支局 ☎0254-24-7102

計量器定期検査の事前調査を行います

計量法により、取引または証明に使用するはかりや分銅、おもりは、2年に1回行われる定期検査を受けなければ、取引や証明に使用することができません。

令和2年度の定期検査を下記のとおり実施します。

☑6月1日(月)、2日(火)

午前：10時～正午 午後：1時～3時30分

☑役場隣の町倉庫

平成30年度に検査を受けた方には、事前調査書を郵送しますので期日までに提出をお願いします。また、平成30年度に検査を受けていない方や、新たに計量器を取得された方は、4月17日(金)までに役場産業観光課へご連絡ください。

事前調査の結果、検査の必要な方には、新潟県計量協会から定期検査の案内が郵送されます。

☑役場産業観光課 地域振興係 (内線123)

28日	23日	22日	17日	16日	9日	8日	7日	5日	4月	町長の動向 (主なものを抜粋)
聖籠町合同慰霊祭	聖籠町交通安全母の会総会	聖籠町老人クラブ連合会総会	町村会役員会	区長会議	こども園入園式	小学校入学式	中学校入学式	消防新入団員等辞令交付式・教育訓練		

INFORMATION

お知らせ

お問い合わせ先

聖籠町役場	☎27-2111
町民会館	☎27-2121
図書館	☎27-6166
保健福祉課(町保健福祉センター内)	☎27-6511
上下水道課(上水道管理棟)	☎27-5141
診療所	☎27-1234

INFORMATION

4月の行事

《相談事業》

ところ 役場1階会議室

◆行政相談

14日(火)午前10時～11時30分

☑役場総務課(内線228)

《保健福祉事業》

ところ 町保健福祉センター

◆乳幼児健康診査

○1歳2か月児歯科健診

13日(月)午後1時15分～

○3歳6か月児歯科健診

14日(火)午後1時30分～

○乳児健診

17日(金)午後1時～

○1歳6か月児健診

23日(木)午後1時～

◆学級

○マタニティ教室

14日(火)午後1時～

☑保健福祉課

(町保健福祉センター内)

☎27-6511

2月の届出

げんきなよい子

出生

赤ちゃん	保護者	行政区
海斗ちゃん	(今井 亮太)	亀塚
海花ちゃん	(今井 亮太)	亀塚
柊加里ちゃん	(高橋 善太)	網代浜
はなちゃん	(曾我 智雄)	汐美台
真生ちゃん	(森田 卓也)	ひびが丘
風葵ちゃん	(渋谷 凌汰)	苔沼

幸せ多い人生を

婚姻

新郎・新婦	行政区
中村 望さん	次第浜
(渡辺) 英里子さん	
佐藤 麻世さん	亀塚
(星野) 伊織さん	
鈴木 洋一さん	真野
(駒木根) 加奈さん	
高橋 卓稜さん	次第浜
(林) 垂依さん	
宮崎 健一さん	汐美台
(草刈) 恵美さん	
鶴間 宏一さん	汐美台
(横塚) 由莉さん	

ごめいふくをお祈りします

死亡

氏名	年齢	行政区
渡辺 廣一さん	(93歳)	道賀新田
土田 玲子さん	(78歳)	山大夫
高橋 イチノさん	(90歳)	二本松
加藤 健一さん	(65歳)	蓮野
飯田 喜八郎さん	(99歳)	別條
小川 與一さん	(81歳)	別條
高口 チヨミさん	(87歳)	藤寄
小見 ミツさん	(93歳)	大夫興野
磯部 トイさん	(92歳)	網代浜
徳武 弘さん	(60歳)	苔沼

(注1) 町役場へ届出を提出された方で届出の際にご承諾の押印をいただいた方のみ掲載しております。

(注2) 略した文字で掲載しております。戸籍の氏名と異なることがあります。ご了承ください。

お詫び

広報せいらう3月号 13ページの「1月の届出」の記事中、中段「婚姻」の3組目の氏名に誤りがありました。

誤：高橋祐吾さん、(滝沢) 菜音さん

正：高橋祐吾さん、(滝沢) 彩音さん

訂正してお詫び申し上げます。

聖籠町補助金等評価調査委員会 委員を募集します

町が交付する補助金などの現状を調査し、今後の補助金などの基本的なあり方の検討、補助事業などの外部評価の実施により、補助金などの適正かつ効果的な交付を図るため、町民の皆さんから委員を募集します。

【応募資格】

- ・ 聖籠町民で18歳以上の方
- ・ 平日（日中または夜間）に開催する2～3時間程度の会議に出席できる方
- ・ 本町の他の審議会などの委員でない方

【募集人員】 若干名

【応募期間】 4月1日（水）～4月24日（金）

【会議の内容】

補助金などの基本的なあり方の検討と補助事業などの評価を行い、補助金などの交付の適否などについてご意見をいただきます。

【任期および会議回数】

- ・ 任期 委嘱の日（5月予定）から3年間
- ・ 会議回数 令和2年度中は10回程度を予定

【報酬額】 1会議につき6,200円

【応募方法】

①住所②氏名③年齢④電話番号⑤応募の動機を記入（様式自由）いただき、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法でご応募ください。

【持参・郵送】 〒957-0192 聖籠町大字諏訪山1635-4 聖籠町総合政策課 財政係

【電子メール】 sousei@town.seiro.niigata.jp

※個人情報については、今回の委員募集の目的にのみ利用し、その取り扱いには十分に留意して他の目的には使用しません。

【結果通知】

応募書類で選考し、5月上旬に応募者全員に結果を通知します。

📍役場総合政策課 財政係

入札結果

入札日 3月2日

	件名	場所	契約額 (円)	業者名	納入完了日又は工事 (委託) 期間最終日	入札 方法
1	町指定文化財 日枝神社敷地樹木伐採処分業務委託	聖籠町大字次第浜地内	1,595,000	曾根建樹	令和2年3月31日	指名競争入札

まちをきれいにし花や緑で いっぱいにしませんか



道路、公園緑地などの環境美化に取り組む団体を募集!

さわやかクリーンサポート事業

町民と町が協働で進める新しい環境美化への取り組みです。
道路、公園・緑地など、町民が利用する公共施設の環境美化にグループがボランティアで取り組んでいただき、町がその活動を支援・PRするものです。

現在、27団体が登録しています。



事業の概要

活動団体としてグループで行っていただきます。

構成者数が3人以上の地域住民、事業所、老人クラブ、サークル、集落などの団体とします。
(構成員が児童・生徒で構成されている場合の代表者は、20歳以上とします。)

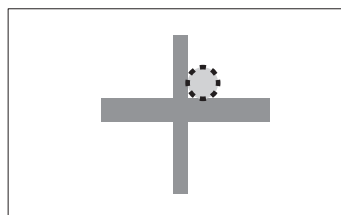
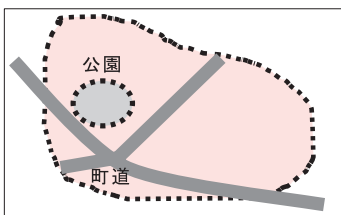
(1) 活動場所はどこにするの？

道路、公園・緑地などの公共施設で安全に作業ができる区域とします。

① グループが自ら活動区域を町に申し出て協議により定める区域

(例1) ○○○集落区域

(例2) □□交差点付近ポケットパーク (指定重点区域以外のもの)



② 重点的活動区域としてあらかじめ町が指定する以下の区域も可能ですが、その際にご確認ください。

区 域	作 業
(1) 町道と国道または県道との交差点	・フラワーボックス設置などによる花いっぱい活動!
(2) ポケットパーク (沿道にあるミニ公園・緑地)	・花木の植栽や花壇づくりなどによるうるおいのある沿道環境づくり!
(3) 幹線町道 (または県道) の歩道	・除草活動などによるさわやか・きれいな道づくり!

(2) 具体的にどんなことをするの？

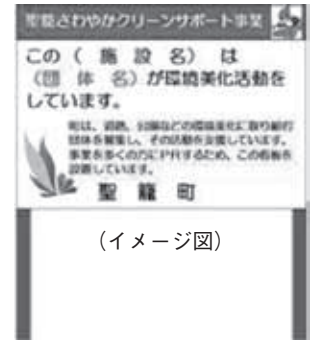
次のいずれかの活動を原則として年間3回以上行います。

- ① 草花などの植栽・管理
- ② 除草
- ③ 空き缶などの散乱ごみの収集ならびに廃棄など



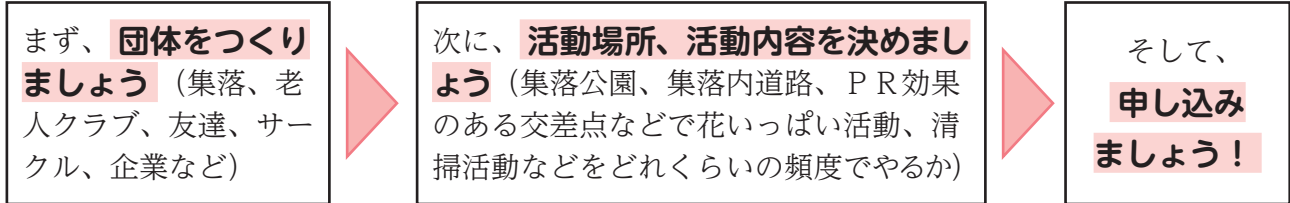
(3) どんなメリットがあるの？ (町の支援)

- ① 環境美化活動に必要な物品などを支給または貸与します。
支給品(例)：種苗、軍手、ゴム手袋、ゴミ袋、肥料 など
貸与品(例)：プランター、じょうろ、スコップなど
- ② 傷害保険が適用されます
万が一の事故があった場合、町が加入する傷害補償保険が適用されます。
- ③ 看板を設置し広くPRさせていただきます (適切な設置場所がある場合)
地域でのごみのポイ捨ての減少も期待でき、活動団体のステータス (誇り) にもなります。
- ④ 広報紙やホームページで活動団体を紹介・PRします。
(グループの自己PRなどを織り込みながら紹介など、趣向を凝らすなど)
(注意) 無償ボランティア活動としていますので、補助金などといった経費でのお支払いはありません。



参加したいとき

基本的には随時受付～随時実施となりますが、今年度の取り組みを行うにあたり、申し込み目標を令和2年6月末までとしてお願いします。



ひろげよう! 緑のまちづくり

町では、家庭での緑化を進めることで自らが緑を大切にすることを意識を持ち、その心を育てていくことができるようにと、緑化に対する苗木の配布事業を行っています。ぜひご活用ください。

なお、これらの事業は予算の範囲内で行っていますので、あらかじめご了承ください。

■ 次のいずれかに該当する方

- ・住宅 (一戸建) を新築または購入した方
- ・新しい家族の誕生や結婚などの慶事の場合
- ・家庭の緑化を推進する方 (1世帯につき1回限り) ※アパートなどにお住まいの方は対象となりません。

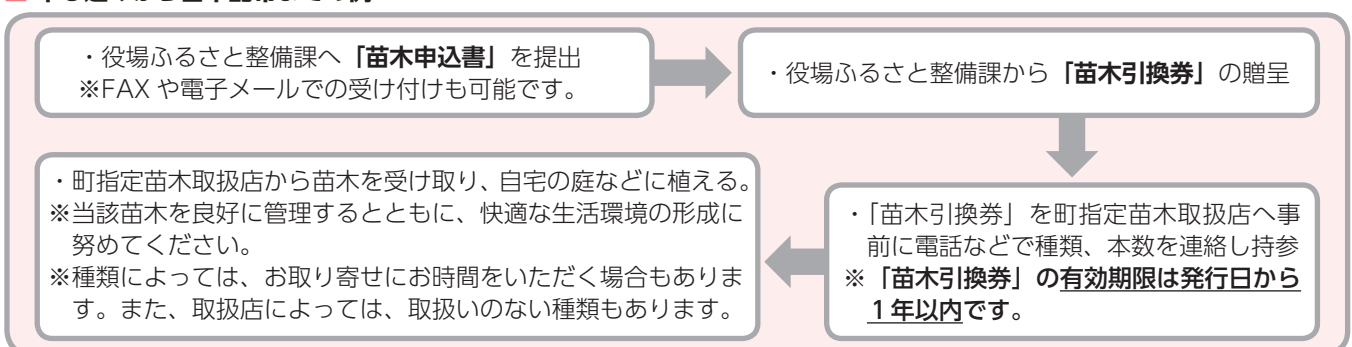
■ 苗木の配布本数

町指定の苗木の中から1件の申し込みにつき2本以内です。(例1:ハマナス2本)、(例2:ハナミズキ1本、マサキ1本)

■ 苗木の種類

クロマツ・ハマナス・モクレン・ハナミズキ・ヤマボウシ・サルスベリ・ツバキ・サザンカ・キンモクセイ・マサキ・ナンテン

■ 申し込みから苗木配布までの例



■ 町指定苗木取扱店

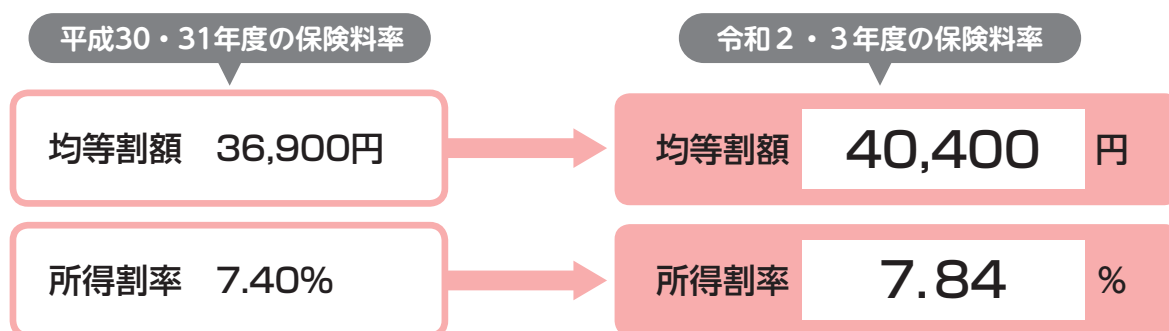
- ・プラント4 聖籠店 ☎ 32-6200
- ・(有)栗原緑樹園 ☎ 27-5300
- ・曾根建株 ☎ 27-5111
- ・(有)聖光園 ☎ 27-4339
- ・北越緑化(株)聖籠営業所 ☎ 27-6665

「さわやかグリーンサポート事業」、「苗木の配布事業」に関する
お申し込み・お問い合わせ 役場ふるさと整備課 都市計画係 (内線233)

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料率などが変わります

○ 令和 2・3 年度の保険料率



後期高齢者医療制度を運営するための費用は、公費負担のほか、被保険者の納める保険料と若い世代からの支援金により賄うこととされています。

年々、1人あたりの医療費が増加する中で、高齢者人口の拡大により、これまでの保険料率では財源不足が見込まれることから、令和2年度から保険料率の引上げを行いました。

■ 保険料の決まり方（年額）

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。前年中の総所得金額等や世帯の所得状況により、個人単位で賦課します。

$$\begin{array}{l} \text{年間保険料額} \\ \text{(限度額 64万円)} \\ \text{※100円未満切捨て} \end{array} = \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{1人当たり} \\ \text{40,400円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{(前年中の総所得金額等 - 基礎控除額 33万円)} \\ \times \text{所得割率 7.84\%} \end{array}$$

1人当たりの保険料賦課限度額は、令和2年度以降62万円から64万円に引上げとなります。

令和2年度の保険料額および納付方法については、
7月中旬に加入者の皆様にお知らせします。

特別徴収（年金からの天引きで納める方）には、4月中旬に、
特別徴収を行うことのお知らせする「仮徴収の通知書」をお送りします。

○保険料の軽減について（申請手続きは不要です）

令和元年中（平成31年1月1日より令和元年12月31日まで）の所得状況に応じて、保険料が軽減されます。

■均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて『均等割額』が軽減されます。

軽減割合は、同一世帯内の被保険者および世帯主（被保険者でない方も含む）の所得金額の合計により判定します。5割・2割軽減については軽減の対象者が拡充されました。

■均等割額の軽減対象判定基準

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の 総所得金額等を合計した額		軽減後の均等割額	
33万円以下の場合		7.75割軽減	9,090円/年
	33万円以下の世帯のうち被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得なし）の場合	7割軽減	12,120円/年
33万円 + (28.5万円* × 世帯の被保険者数) 以下の場合		5割軽減	20,200円/年
33万円 + (52万円* × 世帯の被保険者数) 以下の場合		2割軽減	32,320円/年

※令和2年度から28万円が28.5万円に、51万円が52万円に拡充されます。

★均等割額軽減判定時の年金所得計算方法

年金収入 - 公的年金等控除額 - 特別控除15万円（65歳以上のみ*） = 年金所得
※前年12月31日現在の年齢

■制度加入前日において被用者保険の被扶養者であった方への軽減

会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者で、制度加入の前日において保険料負担のなかった方は、保険料の「均等割額」は資格取得月から2年間のみ5割軽減され（3年目以降は軽減なし）、「所得割額」は今まで同様かかりません。

軽減後の年間保険料額は20,200円です。

★市町村国保や国保組合などは対象となりません。

★世帯の所得が、上の表の「均等割額の軽減対象判定基準」に該当する場合は、7.75割軽減または7割軽減となります。

こちらの内容に関するお問い合わせは…

新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 資格保険料係 ☎025-285-3222
または役場町民課 保険係（内線115）

65歳
以上の方へ

令和2年度 介護保険料 仮徴収のご案内

介護保険では、1年間の介護保険料を、特別徴収の方は年金受給月である4・6・8・10・12・2月の計6期、普通徴収の方は5月から12月までの計8期にわたり納付していただきます。仮徴収では、特別徴収について1・2・3期分を、普通徴収について1・2期分をお知らせします。なお、仮徴収によりお知らせしたものより後の納期の保険料額は、7月中旬に行われる本徴収にて改めてお知らせします。

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	1期	—	2期	—	3期	—	4期	—	5期	—	6期	—
普通徴収	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	—	—	—

仮徴収期間とは…前年度の保険料段階をもとに徴収する期間です。
普通徴収は1・2期、特別徴収は1・2・3期が該当します。

今回お知らせする
内容です！

本徴収期間とは…前年の所得をもとに決定した介護保険料額から仮徴収額を差し引いた金額を徴収する期間です。
普通徴収は3・4・5・6・7・8期、特別徴収は4・5・6期が該当します。

1. 納付方法について

(1) 特別徴収

年金からの天引きにより納付すること。介護保険料は原則特別徴収により納付します。

(2) 普通徴収

納付書又は口座振替により納付すること。特別徴収の対象とならない方がこれにより納付します。

【特別徴収の対象とならない方】

◇65歳になられてから、半年から1年を経過していない方

◇年金の受給額が年額18万円未満の方

◇年度途中で、本町に転入された方

◇年金を担保に借入れをされた方

◇年金の種類が変更となられた方 など

※年度途中で転入された方または65歳となられた方は、原則として**半年から1年で特別徴収に切り替わります**。徴収方法が変更となる場合は、事前に通知書を送付しますので必ずご確認ください。なお、**変更にかかる手続は必要ありません**。

2. 通知について

(1) 4月から特別徴収により納付される方

通知時期：4月中旬にお知らせします。

通知内容：特別徴収1・2・3期分の保険料額をお知らせします。

(2) 5月から普通徴収により納付される方

通知時期：5月中旬にお知らせします。

通知内容：以下の3通りです。

① 普通徴収1・2期分の保険料額

② 普通徴収1・2期分+特別徴収3期分の保険料額

③ 普通徴収1期分+特別徴収2・3期分の保険料額

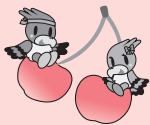


3. その他

(1) 第3期の保険料額は平準化（1期あたりの保険料額を均等にするために、保険料額を調整すること）により変更される場合があります。変更される場合は、7月中旬に行われる本徴収にて改めてお知らせします。

(2) **普通徴収の方**には、納め忘れを防ぐためにも**口座振替による納付をおすすめ**しています。ご希望の方は、金融機関にてお申し込みください。**お申し込みいただいた月の翌月末から口座振替が開始されます**。

お問い合わせ 役場町民課 保険係（内線116）



男女共同参画通信 vol.18

新発田市・胎内市・聖籠町
定住自立圏

「働き方改革セミナー」を開催

2月18日(火)、新発田市のイクネスしばたを会場に、定住自立圏男女共同参画推進事業の一環として、企業の経営者、人事・労務担当者向けの働き方改革セミナーを開催しました。

セミナーでは、株式会社ワーク・ライフバランスの二瓶美紀子さんからはワーク・ライフバランスの必要性や具体的な事例を交えた取り組み方について、よつばワーク社会保険労務士法人の橋口幸子さんからは職場環境を改善することで活用できる助成金についてそれぞれ講演していただきました。

参加者からは、「会社として少しずつ方向を見つけていくヒントをいただけてよかった。」「課題に対する進め方がとても参考になった。」「助成金の仕組みが意外とわかりやすかった。いろいろ働き方改革があることがわかった。」などの声が聞かれました。



📍役場総務課 (内線 2 2 4)

65～74歳の国民健康保険に加入する世帯主の方へ 国民健康保険税が年金から天引きされます

65歳から74歳までの国民健康保険加入の世帯主の方であって、次の①から⑤のすべてにあてはまる方は、年金から国民健康保険税を天引きして納めていただくこと(特別徴収)になります。

■特別徴収の対象となる人は？

- ① 世帯主が国民健康保険に加入していて65歳から74歳である場合
- ② 世帯の国民健康保険加入者が全員65歳から74歳である場合
- ③ 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合
- ④ 世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合
- ⑤ その他特別な事情がない場合

以上①～⑤の条件をすべて満たす場合、国民健康保険税は世帯主の年金からの特別徴収となります。条件にあてはまらない方は、今までどおりの納付となります。

■特別徴収の対象となった場合の通知書について

特別徴収を開始することをお知らせする通知書(仮徴収額決定通知書)が4月上旬に届きます。

※年金保険者から送付される年金の支払額に関する通知の中にも、年金から徴収される国民健康保険税額が記載されています。

年金からの天引きを中止したい方は

国民健康保険税の未納がない方で特別徴収を中止したい場合、口座振替での納付を条件に、特別徴収を中止することができます。特別徴収の中止を希望される方は下記のとおり、お手続きしてください。

- ① 金融機関で口座振替を申し込む。
(振替口座の通帳と届け出印が必要です)



- ② 役場町民課で、特別徴収の中止申請を行う。
(①の口座振替申込書の控えが必要です)

【注意点】

- ・手続きは期間を必要とするため、直近に支給される年金から天引きをすぐに中止することはできません。
- ・特別徴収中止後、国民健康保険税の未納が続いた場合、特別徴収が再開されることがありますのでご注意ください。

📍役場町民課 保険係 (内線 1 1 7)

狂犬病の予防注射 忘れずに!!

生後91日以上の犬を飼っている方は、飼い犬の登録（生涯1回）と狂犬病予防注射（毎年1回）が法律で義務づけられています。

【日時と会場】

日程	時間	会場
4月27日（月）	午前9時30分～10時30分	次第浜公民館
	午前10時50分～11時40分	亀塚公会堂
	午後1時30分～2時30分	網代浜会館
4月28日（火）	午前9時30分～10時30分	杉谷内公会堂
	午前11時～11時40分	真野公会堂
	午後1時30分～2時50分	役場隣の町倉庫

狂犬病は、人を始めとする全ての哺乳類に感染し、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。世界では毎年5万人以上の方が亡くなっています。

狂犬病予防注射は、狂犬病が日本国内に侵入した場合に、犬に感染が蔓延することを防いでくれるものです。忘れずに予防注射を受けましょう！

【注】必要なもの

① 通知はがき・通知はがきが郵送されますので、必要事項を記入のうえ、ご持参ください。

※ 4月20日までははがきを送付されない場合は、お手数ですが役場生活環境課までご連絡ください。

② 料金3250円（なるべくお釣りの無いよう、ご用意をお願いします）

（注射料金2700円・注射済票550円）

※ 新たに犬を飼う場合は、登録手数料3000円が加算されます。

＜注意＞ 事故防止のため、犬を制御できる人が連れてきてください。

飼い犬がすでに死亡している場合は、必ず役場へ届出を行ってください。

●愛犬に責任を！



ペットに関する苦情やトラブルが後を絶ちません。特に、飼い主の知識不足や無責任な飼育によって問題となっているケースが多く、散歩中の飼い犬がフンをした場合に始末しない、リードを付けずに散歩をさせることは周囲に迷惑がかかることを自覚し、責任をもって愛犬を飼育しましょう。

犬とあなたのお約束。必ず守って下さいね!!

生活環境課 環境推進係

（内線281）

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部を補助します

県では、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐため、不妊去勢手術費用の一部を補助しています。

① 県内（新潟市を除く）に生息する飼い主のいない猫を保護し、県が指定する協力動物病院で不妊去勢手術を受けさせ、手術費用を支払った県内（新潟市を除く）在住の個人または団体

【補助金額】

1頭あたり
オス5000円
メス1万円

※ 手術費用が右記金額に満たない場合はその額を補助します。

【令和2年度申請期間】

4月1日～令和3年3月31日

※ ただし、申請期間内でも予算額（250万円）に達した時点で補助終了となります。

【申請の手順】

① 下越動物保護管理センターに手術実施申請書を提出

② 下越動物保護管理センターから申請者に 手術承認書を送付

③ 申請者は協力病院で手術実施（承認後2か月以内）

④ 申請者は手術費用を動物病院に全額支払い 領収書（原本）保管

⑤ 領収書（原本）、手術実施済証明書、飼い主がいないことの証明書を添付して、下越動物保護管理センターに補助金申請書を提出

補助を希望される方は事前の下越動物保護管理センターへお問い合わせください

☎ 生活衛生課（下越動物保護管理センター）

0254・24・0207



4月1日から風しん予防接種費用助成の対象者を拡充

風しんに免疫のない女性が妊娠初期に感染すると、難聴や先天性心疾患、白内障などを主症状とする先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれてくる可能性があります。

町では、妊娠を希望する女性および妊婦の風しん感染の予防と、先天性風しん症候群の予防を高めるため風しん予防接種費用助成事業の対象者を拡充します。

【申請に必要なもの】

- ③ 妊婦の夫や同居親族
- ※ 原則、風しんに感染したことがなく予防接種歴が1回の方に限ります。
- ※ 妊娠中の方は接種できません。

【対象ワクチン】

- ・麻しん風しん混合（MR）ワクチン
- ・風しん単独ワクチン

【助成額】

接種費用の3分の2を助成（100円未満切り捨て）

【申請方法】

- 医療機関で接種を受けた後、6か月以内に保健福祉課（保健福祉センター）で申請してください。
- ① 妊娠を予定または希望する女性
- ② ①の夫や同居親族

【申請に必要なもの】

- ① 印鑑（認め印）
- ② 医療機関発行の領収書
- ③ 接種が確認できるもの（明細書、接種証明書など）
- ④ 振込先口座がわかるもの（通帳など）
- ⑤ 妊婦の母子手帳（妊婦の夫・同居親族の場合）
- ⑥ 風しん抗体検査結果証明書（県の抗体検査を受けた場合）

【その他】

予防接種歴が不明な方は保健福祉課で把握している場合がありますので、お問い合わせください。

【保健福祉課（町保健福祉センター内） 健康推進係】

☎ 27・6511

確認してください あなたの固定資産

町では、あなたの固定資産（土地・家屋・償却資産）に対して令和2年度の課税をする準備をしています。固定資産税は、町が決定した課税標準額に1.4%を乗じたものが税額となります。

また、土地・建物の課税対象物件を記載した「課税明細書」を納税通知書に同封いたしますので併せてご確認ください。「課税明細書」の内容に誤りなどがある場合は速やかにご連絡をお願いします。

特に、昨年中（平成31年1月2日～令和2年1月1日）に取り壊した、または、取り壊し中の家屋は令和2年度から課税対象外となりますが、未登記家屋については取り壊されているかどうか把握できない場合がありますので役場税務課まで滅失の届出をお願いします。

この「課税明細書」は、農業所得などの確定申告に利用できる書類となりますので、1年間大切に保管してください。

固定資産税の縦覧について

次の期間中、お持ちの固定資産について縦覧することができます。

【縦覧期間】 4月1日～4月30日まで（役場の開庁日）

【役場税務課】

不服の申立てについて

町が決定した価格に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に聖籠町固定資産評価審査委員会に対し、文書で審査の申し出ができます。

固定資産税の減免・減額

固定資産税は、次のような場合に減免および減額を受けられます。

■減免 生活保護法に基づく生活保護者および公益のため無償で直接使用される固定資産などは減免の対象になります。第1期納期限日までに所定の申請をしてください。

■減額 税法に定める一定の要件を満たした耐震改修工事や、バリアフリー工事などを実施した場合は税額の一部が減額されます。実施後速やかに所定の申請をしてください。

【税務課 税務係（内線144）】

農家の皆さまへお願い

今年も耕起・代かき作業など春の農繁期を迎えようとしていますが、農作業を行う際は、特に次の点に注意していただきますようご協力をお願いします。

①農作業事故に

気を付けましょう！

農作業を行う際は、道路の安全走行の徹底、農業機械の安全操作に努め、農作業事故を未然に防ぎましょう。

②公道に泥を落とさない

よう注意しましょう！

農作業を行った後、トラクターなどで公道を走行する際は、田や畑から出る前に必ず泥をよく落としてください。道路に落ちた泥は、環境美化を損なうばかりでなく歩行者や自動車の通行の妨げになり、大変危険です。道路を汚してしまった場合には、速やかに清掃を行うなど安全な通行にご協力ください。



③たい肥の使用は周辺の

方々の迷惑にならない

よう注意しましょう！

毎年、たい肥の悪臭に関する苦情が多く寄せられます。たい肥を使用する際は、次の点に注意してください。

- ・住宅付近では、臭いの少ない完熟たい肥などを使用する
- ・夏場を避けるなど、施肥する時期に気を付ける
- ・風向き、時間帯などを考え、速やかにすき込みをする
- ・たい肥を一時的に保管する場合は、シートなどを被せる

④遊休農地の発生防止と

解消に努めましょう！

農地を耕作しない状態が何年も続くと、再び農地に戻すことが困難になるほか、雑草や病害虫が発生し、周辺の農地にも悪影響を及ぼします。農地を所有する方は、遊休農地を発生させないよう適正な管理をお願いします。

町では、遊休農地を解消、またその後の保全管理を行う、地区協議会（農家組合などで組織）や、遊休農地を借りて再生利用を行う方に対し、必要な事業費の補助を行っています。詳しくは、役場産業観光課または農業委員会へお問い合わせください。

？役場産業観光課

農業振興係（内線126）

町農業委員会（内線130）

経営転換協力金の「案内

担い手への農地集積・集約化を加速することを目的に、農業部門の減少による経営転換、リタイア、農業経営をしていた農地の相続人で農業経営を行わない人を対象に農地バンク（農地中間管理機構）へ農地を貸し付けた際、申請に基づき協力を金交付します。

【対象者】

①農業部門の減少により経営転換する農業者（例：稲作と畑作を行っていた者が稲作だけを廃止するなど）

②リタイアする農業者

③農業経営をしていた農地の相続人で農業経営を行わない方

【交付要件】

①農地中間管理機構へ対象となる農地を一括して10年以上貸し付けること。

②申請者または申請者の世帯員が貸付日の1年以上前から自らが耕作または適正な管理を行っていたこと。

③農業振興地域内であり、かつ

10a以上の農地であること。

※ 要件は個々の事情により異なりますので、詳しくはご相談ください。

【申請方法】 まず、農業委員会で農地の貸し付けの手続きを行ってください。

協力金支給の対象となる場合、後日文書でご案内させていただきます。

【交付金額】

10aあたり1万5000円

上限額：50万円（1戸当たり）

【注意事項】

経営転換協力金の通常支給は令和3年度までとなっており、令和3年9月末までに貸し付けの手続きを行う必要があります。令和4年度からは地域集積協力金と一体で取り組む場合のみ支給され、令和6年度には制度自体が廃止の予定ですので、協力金の支給を希望する方は事前にご相談をお願いします。

？役場産業観光課

農業振興係（内線125）

町農業委員会（内線131）

令和2年度国勢調査 統計調査員募集中!

町では、町内を約100区画の調査区に分けて、国勢調査を行います。

【期間】 8月中旬～10月下旬

【主な仕事の内容】

- ① 調査員説明会に参加
- ② 調査区・調査対象を確認
- ③ 世帯への訪問・書類の作成
- ④ 書類の提出

一人が担当する世帯の目安は約70件程度(概ね1～2調査区)です。

【報酬】 平均4万5000円(見込)

※ 報酬額は担当調査区数、世帯数により増減します。

【募集人数】 約60名

【主な要件】

- ・ 満20歳以上の方
- ・ 責任を持って調査業務を行うことができる方 など

【応募方法】

応募用紙を、郵送などにより総務課まで提出してください。

応募用紙は、総務課窓口に設置してあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

【役場総務課

広報広聴係(内線224)

適職を探そう! 一般職業適性検査を 実施します

「自分に合う仕事ってなんだろう?」「自分の得意、不得意ってなんだろう?」「職種選択に悩むの方を対象に、職業適性の検査を行います。筆記検査により7種の能力の測定を行います。後日、個別に結果のフィードバックも行っています。

15～39歳で就業していない方(要申込) 定員10名

4月16日(木)

午後2時～午後4時

聖籠町立図書館 会議室

適性検査以外にも15～39歳で就業していない方を対象に、就職についての個別相談を行っています。詳しくはお問い合わせ下さい。

【下地域若者サポート

ステーション

0254・28・8735

電話受付時 平日午前10時～

午後5時まで(第2金曜日は

休館日)

林野火災における 予防対策

林野火災は気象条件などに大きく左右され、特に空気が乾燥

する春季に多く発生していますので、次の点に注意してください。

- ・ 枯れ草などのある場所では、たき火をしないこと
- ・ たき火など火気を使用する際は消火の準備をして、その場を離れないこと
- ・ 強風時および乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- ・ たばこは、指定された場所喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- ・ 火遊びはしないこと

【新発田地域広域消防本部

予防課

0254・22・8096

2020年度 前期科目等履修生募集

敬和学園大学は開学以来、地域に根ざした教育と研究を motto に歩んできました。本学には一般の皆さんにも気軽に大学に来ていただき、授業にご出席いただくという「科目等履修生制度」があります。毎年50名程度の方がこの制度を利用し、カレッジ・ライフをエンジョイされています。

演習を除いた200以上の科目は高校卒業程度の方ならばどなたでも履修できます。

【募集期間】 4月9日(木)

4月23日(木)

【授業料】 1単位1万円、本学開講科目はほとんどが半期2単位のため、概ね4月から7月まで1科目2万円となります。

【敬和学園大学

教務課教務係

0254・26・2514

【救うのは 一番近くのアナタの手】 定期救命講習会のご案内

聖籠会場の開催日は次のとおりです。(新発田、胎内会場については、消防本部のホームページからご確認ください)

4月15日(入門)、5月19日

(I)、6月10日(I)、20日

(I)、7月10日(I)、20日

(I)、8月7日(I)、20日

(III)、9月8日(I)、18日

(III)、10月4日(I)、11月

10日(I)、12月10日(III)、

1月20日(III)、2月8日(I)、

3月8日(I)

各コース開始は午後1時30分

上級は午前9時～午後5時

【聖籠分署2階会議室

027・2500

心肺蘇生法(AED含む)・止血法など

救命講習Ⅰ(基本コース)2時間15分、救命講習Ⅱ(I+テスト)3時間15分、救命講習Ⅲ(小児)3時間15分、上級7時間、入門コース45分

【受付期間】 開催日の10日前まで、定員になり次第締め切り

【申込方法】 受講申請書によりお申し込みください。

【申込先】 各会場または消防本部警防課

0254・22・9073

夜間・土日祝日除く

FAX 0254・26・6690

Eメール skeibouka@shibata-

kwiki.jp

※ 消防本部のホームページから

も申請書をダウンロード

できます。

新発田広域消防本部

ホームページ

http://www.shibatawkiki.jp/119/

【その他】 受講料は無料です。

入門コースは講習後の修了証

が交付されません。

【新発田地域広域消防本部

警防課

0254・22・9073



投稿するときは、ペンで書いてください。
 (薄じものは掲載できません)
 住所と名前を必ず書いてください。
 (ペンネーム希望の場合は名前の横にペンネーム「〇〇〇」と書いてください)
 1か月に1人1枚だけ受け付けます。



坂上匡弥さん 7歳



HANAOさん 8歳



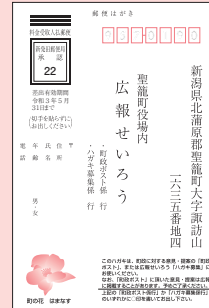
長谷川怜南さん 8歳



ヤマキンさん 12歳

町政ポスト

Q & A



このコーナーでは、町政ポストに投稿のあった町政に対するご意見、ご質問とそれに対する回答を紹介いたします。

投稿者は年代と性別だけ表示します。

町政ポストはがきやEメールでご投稿いただいたご意見・ご質問を広報にて紹介いたします。あらかじめご了承ください。

なお、投稿者や第三者のプライバシーを害する恐れがある場合など、投稿と回答の内容によっては掲載しないこともあります。

役場総務課

広報広聴係(内線222)

街灯をLEDに交換してはどうでしょうか

街灯が消えても、なかなか修理してくれません。

長持ちするLEDライトに交換しては、と思います。

防犯のためにもお願いします。

(50才代・男性)



町からの回答

(担当 生活環境課)

街灯が消えてもなかなか修理してもらえない。長持ちする

LEDライトに交換しては、とのご指摘でございますが、町内の防犯灯には、町が管理しているものと各集落が管理していたりしているものがあります。

町では定期的に町内を巡回し、故障が見つければ修理したり、各集落に連絡するなどの対応をとっていますが、防犯灯は数が多く、町では故障を把握しきれないこともあります。防犯灯の故障にお気づきの場合は、お手数をおかけしますが、町までご連絡をお願いいたします。

また、防犯灯のLEDライトへの交換に関しては、町が管理する防犯灯に関しては故障箇所から順次LEDに交換修繕し、各集落が管理している防犯灯については補助金を交付してLED化を推進しているところであります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

町外にお住まいの方に
 広報せいろうを
 送りませんか

— 広報送付制度のご案内 —



日頃から広報せいろうをご愛読いただきありがとうございます。

町では、町出身の方で町外にお住まいの方や近隣市町村の方に聖籠町の情報を送りたいというご要望に応えるために、『広報せいろう』の有料送付を行っています。

希望される方は、役場総務課の窓口で料金を添えてお申し込みください。

【送付料】 1200円

(1年分・5月号〜翌年4月号)

役場総務課

広報広聴係(内線222)



アルビレックス 新潟情報!!



トップチーム 2020シーズン

開幕戦勝利!

待ちに待った明治安田生命J2リーグ開幕戦、ザスパクサツ群馬戦が開催されたのは2月23日(日・祝)。アウェイでの開催にもかかわらず、6000人以上の新潟サポーターが集結した正田醤油スタジアム群馬は、まるでホーム・デンカビッグスワンスタジアムのようにスタンドがオレンジ色に染め上げられ、熱気に包み込まれていました。

強風が吹きつける中、風下に立たされた前半は我慢する時間帯が続きましたが、集中を切らさずに粘り強く戦い、0対0で折り返します。圧巻のゴールショーは、後半終盤に幕を開けました。後半37分、鮮やかなボレーシュートで2020シーズンのファーストゴールを決めた新潟出身のFW渡邊新太選手の得点に始まり、その4分後、後半41分にはMFフロメロフランク選手が落ちていてゴールマウスに流し込み、追加点を挙げます。最後は、後半43分にパワーとスピードを武器に打開したFWファビオ選手が豪快に右足でゴールを決め、試合終盤に一気に突き放して、3対0で試合を締めくくることができました。

試合後は、群馬まで駆けつけていただいたサポーターの皆さんと一緒に勝利の喜びを分かち合い、最高の形でリーグ戦の第一歩を力強く踏みしめました。

3月12日(木)時点で、新型コロナウイルス感染症予防および拡散防止のため、Jリーグは2月26日(水)から3月29日(日)に開催予定の2020明治安田生命Jリーグおよび2020JリーグYBCルヴァンカップの試合について、開催延期を決定しました。また、聖籠町のアルビレッズで行う練習の見学、ファンサービスにつきましても、しばらくの期間中止とさせていただきます。試合や練習見学を楽しみに待っていたら幸いです。ファン・サポーターの皆様には、事情をご賢察のうえ、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

レディース

強化キャンプを実施

アルビレックス新潟レディースは2月22日(土)から3月1日(日)までの9日間、チームは栃木県さくら市にて強化キャンプを実施しました。攻守における連動性やパスワークを強化するなど、2年目を迎える奥山監督のもとさらなる戦術の成熟

も図り、悲願のタイトル獲得に挑む準備を進めました。今年は8人が新しくチームに加わりましたが、オフザピッチでもコミュニケーションを多く取るなど、一丸となって戦う雰囲気を作り上げました。



万全の準備を

日本女子サッカーリーグは3月10日(火)、新型コロナウイルスの影響により、2020プレナスでしこりリーグ1部の第1節〜第2節の開催延期を発表しました。これに伴い、3月29日(日)にデンカビッグスワンスタジアムで行われる予定となっていた新潟Lのホーム開幕戦も延期となりました。

延期が発表されてからも、選手たちはモチベーションを絶やさずことなく、日々サッカーに真摯に向き合い、聖籠のピッチで汗を流しています。クラブとして

でも感染拡大の早期収束を願うとともに、「enjoy football」のもと、皆様とともに喜びや感動を分かち合える日々が一日でも早く訪れることを心から願っています。無事リーグ開幕を迎えることができたときには、最高のスタートダッシュを切れるよう、引き続きトレーニングに励んでまいります。

4月の試合予定

〈明治安田生命J2リーグ〉

第8節 4月4日(土)

vsヴァンフォーレ甲府

午後2時キックオフ

デンカビッグスワンスタジアム

第10節 4月18日(土)

vsギラヴァンツ北九州

午後2時キックオフ

デンカビッグスワンスタジアム

第12節 4月29日(水・祝)

vsレノファ山口FC

午後2時キックオフ

デンカビッグスワンスタジアム

※3月12日時点での予定となります。

〈プレナスでしこりリーグ1部〉

第5節 4月25日(土)

vsジェフユナイテッド市原・

千葉レディース

午後1時キックオフ

新発田市五十公野公園

陸上競技場



JAPANサッカーカレッジからのお知らせ



【地域貢献活動】

JAPANサッカーカレッジでは、授業の中で聖籠町の課題解決方法をグループに分かれてプレゼンテーションを行いました。ここで優秀だったグループは実際に役場への提案の機会を獲得します。

今回は聖籠町の課題点である「町に子供たちが遊ぶ環境がない」というテーマでプレゼンテーションを行ったグループが優秀賞を獲得し、実際に町へ提案に行ってきました。

1月23日に聖籠町民会館にて行われたプレゼンテーションでは、優秀賞を獲得した、同校の3名が参加し、町からは渡辺社会教育課長ら4名に出席して頂きました。学生から「未来ある子供たちに私たちができること」をテーマに、同校のグラウンドを使いサッカー教室や大人のフットサル大会など、親子で遊べる「ファミリーデー」の提案をしました。また、町内の広場などに自分たちで苗を植え付け、自分たちの手で芝のグラウンドを作る「ポット苗事業」の

提案もしました。

町の担当者からは、学生ならではの発想でもとても勉強になったとお褒めの言葉をいただき、開催に向けて前向きな姿勢でした。

今回の提案を受けて、JAPANサッカーカレッジが所属している北信越フットボールリーグのホームゲームにて、ファミリーデーを開催することが決まりました。詳細については改めて報告します。

今回の貴重な経験を活かし、私たちは地域に貢献出来る環境をこれからも作っていきます。

【試合情報】

2020シーズンがついに開幕します。開幕2連戦はJAPANサッカーカレッジとCUPS聖籠のダブルヘッダーです。どちらもJAPANサッカーカレッジグラウンドで開催します。選手情報、イベント情報は各種SNSでご覧ください。

開幕戦(第1節) 4月12日(日)

午前11時キックオフ

CUPS 聖籠

vs リベラタス千曲FC

午後2時キックオフ

JAPANサッカーカレッジ vs FC北陸

第2節 4月26日(日)

午前11時キックオフ

CUPS 聖籠 vs Estiilo

午後2時キックオフ

JAPANサッカーカレッジ vs 坂井フェニックスSC

【お詫】

広報せいろう3月号にて告知しておりました、春のスポーツ体験フェスタ2020のイベントは新型コロナウイルスの影響に伴い、中止となりました。掲載後の案内になり、申し訳ございません。今後ともJAPANサッカーカレッジへの応援をよろしくお願い致します。

Twitter QR Instagram QR Facebook QR

JAPANサッカーカレッジチーム紹介サイト

文化・観光施設などがお得に!

新潟広域都市圏連携事業 共通割引券

「新潟広域都市圏」とは、当町を含む12市町村が広域で連携することで効率的な行政サービスの提供や圏域全体の経済活性化を図るものです。

その取り組みの一つとして、各市町村の文化・観光施設で利用できる共通割引券を発行します。

この機会に様々な施設をお得に巡ってみませんか。

なお、割引額、営業時間、休館日は各施設により異なります。

割引券を利用できる施設の一覧は、新潟市ホームページで公開されていますので、左記URLまたはQRコードからご覧ください。

共通割引券URL
<http://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/oshirase/geijutsu-oshirase/kyotsuwawaribiki.html>



本割引券を切り取り、各施設に持参してください。

新潟広域都市圏連携事業 文化・観光施設共通割引券

この券の提示で次の施設の入館料を割引します。

- マリニピア日本海、會津八一記念館(新潟市) / 諸橋次次記念館(三条市) / 蒔谷虹児記念館、市島邸(新発田市) / 燕市産業史料館(燕市) / 五泉市村松郷土資料館、チャレンジランド杉川(五泉市) / 吉田東伍記念博物館、水原代官所(阿賀野市) / 胎内昆虫の家、胎内自然天文館(胎内市) / 弥彦の丘美術館(弥彦村) / 三川・温泉スキー場(阿賀町)

有効期限 2021年3月31日まで

- ※割引額、営業時間、休館日は各施設により異なります。
- ※本人と同行者全員を割引します
- ※原本のみ使用可。有効期限内で何回でも使用できます。
- ※他券との併用不可

聖籠町

お問い合わせ
役場総務課 広報広聴係
(内線222)



ミ ラ フル
食は味楽来

食事のマナーできていますか？

食事のマナーには食具の扱い方、食べ方、食事のあいさつなどがあげられます。家族や友達と一緒に、楽しく、おいしく食べるためにもマナーは大切です。しかし、「正しい食事マナーを学ばなければいけないのは子どもだけ」だと思いませんか。子どもは大人の姿を見ている。大人も日ごろの食事マナーをチェックし、きちんとできているか確認してみましょう。



CHECK! お茶碗は正しく持てる？



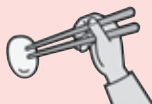
親指以外の4本の指の上にお茶碗をのせ、親指をお茶碗のへりにかけて支える。

CHECK! お箸は正しく持てる？



1本は親指のつけ根と薬指の第1関節に置いて支える。もう1本は鉛筆を持つようにする。

CHECK! お箸の使い方には「嫌い箸」といって、**× マナー違反の使い方があります！**



- ★迷い箸：どれを食べようかと迷い、料理の上でお箸を行ったり来たりさせること。
- ★刺し箸：つまみにくい食べ物に、お箸を突き刺して食べること。
- ★寄せ箸：料理の入った器などを、お箸で引き寄せたり押ししたりすること。
- ★箸渡し：箸から箸へ食べ物を受け渡すこと。
- ★渡し箸：食事の途中でお茶碗の上にお箸を置くこと。(ごちそうさまの合図です)

CHECK! ひじはついていない？



お茶碗を持たず、ひじやほおづえをついたり、足を組んだり、姿勢が悪いと、こぼしたり消化吸収がスムーズでない。

CHECK! 食事中的しゃべりは？



口の中に食べ物が入っている時に、おしゃべりしたり、音を立てて食べない。

お問い合わせ 子ども教育課(学校給食調理場) 管理栄養士 ☎27-7730

町の宝で〜す

2月の乳児健診から



あこちゃん 阿辺 葵子 ちゃん



そいちろうちゃん 吉田 蒼一朗 ちゃん



げんのすけちゃん 大石 弦ノ助 ちゃん



ひまりちゃん 小野 陽菜 ちゃん



はくとちゃん 樽木 珀透 ちゃん



ななみちゃん 近 奈菜未 ちゃん



なおちゃん 赤塚 南央 ちゃん

元気に育ってね！

この写真は保健福祉センターで行われている乳児健診会場で主に4カ月健診対象乳児を撮影しています。

祝 聖籠中卒業

147人の新たな門出をお祝い申し上げます。
未来へはばたけ！卒業生！



「あそび教室」参加者募集♪

心の栄養「あそび」を通して、ハンディのある子もない子も関係なく、子どもも大人も「共に育ち合う場」として昭和53年（1978年）から始まった「あそび教室」です。

子どもと大人がしっかり向き合い、互いに成長できるあそびを一緒に見つけたい、そんな参加者を募集します。



ビニール袋で
フワフワ♪
楽しいね！



期 間	5月下旬～翌年3月中旬まで（予定） 原則毎週水曜日 午前9時50分～11時30分 ※参加者には詳しい日程をお知らせします。
会 場	町保健福祉センター 大集会室
内 容	親子あそび・リズムあそび・自由あそび 他
募集対象	平成29年4月2日～平成30年9月30日の間に 生まれた子どもとその保育者 20組 ※原則として1年間継続参加できる親子 ※教室は40組程度の参加を予定しています
受 付	4月以降、随時電話や窓口にてお申し込みください。 定員になり次第、締め切ります。
	☑・☑保健福祉課（町保健福祉センター内） ☎27-6511

新型コロナウイルス感染症対策により、行事などが延期または中止される場合があります。行事などに関するお問い合わせは広報せいらうなどの掲載内容を参考に、各担当部署へお願いします。